

第 10 回 宮島口まちづくり推進協議会

日 時 令和 7 年 1 月 27 日 (月)
開催方法 書面開催

議 事

1) 会則の変更について (資料 1、資料 2)

2) 作業部会会則の施行について (資料 3)

(案)

宮島口まちづくり推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「宮島口まちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、廿日市市がとりまとめた「宮島口地区環境整備(素案)」(以下「素案」と呼ぶ)を実現するための調整及び検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、廿日市市が設置する。

2 協議会は、別紙1に掲げる役職のものを会員とする。

3 会員は、事故等やむを得ない理由があるときは、会員が指定する者を会員の代理として協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会には会長1名を置き、会長は、廿日市市長とする。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第5条 協議会には副会長1名を置き、副会長は、廿日市市副市長とする。

2 副会長は、会長に事故等やむを得ない理由があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 この協議会は、協議会の担当する事務を専門的に検討させるため、幹事会を設けるものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる役職によって構成するものとする。
- 3 幹事会に会長を置き、廿日市市建設部長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 この協議会は、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」に基づく、JR宮島口駅周辺整備に必要な事項を検討させるため、作業部会を設けるものとする。

- 2 作業部会は本会則とは別に会則を設けることとする。

(事務局)

第9条 この協議会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。

- 2 この協議会での資料等の作成に当たっては、必要に応じて別紙3に掲げるオブザーバーに対して意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この会則に定めるほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から施行する。

この会則は、平成26年10月15日から施行する。

この会則は、平成27年11月20日から施行する。

この会則は、平成28年2月8日から施行する。

この会則は、平成28年3月29日から施行する。

この会則は、平成28年11月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月3日から施行する。

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

この会則は、令和元年11月3日から施行する。

この会則は、令和4年10月7日から施行する。

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

宮島口まちづくり推進協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p data-bbox="371 288 808 320">宮島口まちづくり推進協議会 会則</p> <p data-bbox="255 432 309 464">(略)</p> <p data-bbox="255 576 398 608"><u>(作業部会)</u></p> <p data-bbox="237 624 927 799"><u>第8条 この協議会は、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」に基づく、JR宮島口駅周辺整備に必要な事項を検討させるため、作業部会を設けるものとする。</u></p> <p data-bbox="237 815 913 895"><u>2 作業部会は本会則とは別に会則を設けることとする。</u></p> <p data-bbox="255 959 367 991">(事務局)</p> <p data-bbox="237 1007 913 1086">第9条 この協議会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。</p> <p data-bbox="237 1102 913 1230">2 この協議会での資料等の作成に当たっては、必要に応じて別紙3に掲げるオブザーバーに対して意見を聴くことができる。</p>	<p data-bbox="1077 288 1514 320">宮島口まちづくり推進協議会 会則</p> <p data-bbox="981 432 1034 464">(略)</p> <p data-bbox="981 959 1093 991">(事務局)</p> <p data-bbox="963 1007 1617 1086">第8条 この協議会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。</p> <p data-bbox="963 1102 1617 1230">2 この協議会での資料等の作成に当たっては、必要に応じて別紙3に掲げるオブザーバーに対して意見を聴くことができる。</p>	<p data-bbox="1675 432 1729 464">(略)</p> <p data-bbox="1675 624 1760 655">(新設)</p> <p data-bbox="1675 1007 1760 1038">(変更)</p>

宮島口まちづくり推進協議会 会則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(その他)</p> <p>第10条 この会則に定めるほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成25年3月21日から施行する。</p> <p>この会則は、平成26年10月15日から施行する。</p> <p>この会則は、平成27年11月20日から施行する。</p> <p>この会則は、平成28年2月8日から施行する。</p> <p>この会則は、平成28年3月29日から施行する。</p> <p>この会則は、平成28年11月1日から施行する。</p> <p>この会則は、平成29年4月3日から施行する。</p> <p>この会則は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>この会則は、令和元年11月3日から施行する。</p> <p>この会則は、令和4年10月7日から施行する。</p> <p><u>この会則は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第9条 この会則に定めるほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、平成25年3月21日から施行する。</p> <p>この会則は、平成26年10月15日から施行する。</p> <p>この会則は、平成27年11月20日から施行する。</p> <p>この会則は、平成28年2月8日から施行する。</p> <p>この会則は、平成28年3月29日から施行する。</p> <p>この会則は、平成28年11月1日から施行する。</p> <p>この会則は、平成29年4月3日から施行する。</p> <p>この会則は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>この会則は、令和元年11月3日から施行する。</p> <p>この会則は、令和4年10月7日から施行する。</p>	<p>(変更)</p>

(案)
J R 宮島口駅周辺整備作業部会 会則

(名称)

第1条 本会は、「宮島口まちづくり推進協議会作業部会」（以下「作業部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この作業部会は、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」に基づく、J R 宮島口駅周辺整備に必要な事項の検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 作業部会は、廿日市市が設置する。

2 作業部会は、別表に所属する者をもって構成する。

3 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 作業部会が必要と認めるときは、作業部会以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 作業部会は原則非公開とする。

(事務局)

第5条 この作業部会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。

(その他)

第6条 この会則に定めるほか、この作業部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

(別表)

所 属 名
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部
一般社団法人はつかいち観光協会
宮島口みらい協議会
大野町商工会
大野第1区
大野第2区
国土交通省 中国地方整備局 建政部
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所
広島県 西部建設事務所廿日市支所
廿日市市 産業部 観光課
廿日市市 産業部 産業振興課
廿日市市 建設部 宮島口みなとまちづくり推進課

宮島口まちづくり推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「宮島口まちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、廿日市市がとりまとめた「宮島口地区環境整備(素案)」(以下「素案」と呼ぶ)を実現するための調整及び検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、廿日市市が設置する。

2 協議会は、別紙1に掲げる役職のものを会員とする。

3 会員は、事故等やむを得ない理由があるときは、会員が指定する者を会員の代理として協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会には会長1名を置き、会長は、廿日市市長とする。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第5条 協議会には副会長1名を置き、副会長は、廿日市市副市長とする。

2 副会長は、会長に事故等やむを得ない理由があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 この協議会は、協議会の担当する事務を専門的に検討させるため、幹事会を設けるものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる役職によって構成するものとする。
- 3 幹事会に会長を置き、廿日市市建設部長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 この協議会は、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」に基づく、JR宮島口駅周辺整備に必要な事項を検討させるため、作業部会を設けるものとする。

- 2 作業部会は本会則とは別に会則を設けることとする。

(事務局)

第9条 この協議会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。

- 2 この協議会での資料等の作成に当たっては、必要に応じて別紙3に掲げるオブザーバーに対して意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この会則に定めるほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から施行する。

この会則は、平成26年10月15日から施行する。

この会則は、平成27年11月20日から施行する。

この会則は、平成28年2月8日から施行する。

この会則は、平成28年3月29日から施行する。

この会則は、平成28年11月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月3日から施行する。

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

この会則は、令和元年11月3日から施行する。

この会則は、令和4年10月7日から施行する。

この会則は、令和7年1月31日から施行する。

J R 宮島口駅周辺整備作業部会 会則

(名称)

第1条 本会は、「宮島口まちづくり推進協議会作業部会」（以下「作業部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この作業部会は、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」に基づく、J R 宮島口駅周辺整備に必要な事項の検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 作業部会は、廿日市市が設置する。

2 作業部会は、別表に所属する者をもって構成する。

3 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 作業部会が必要と認めるときは、作業部会以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 作業部会は原則非公開とする。

(事務局)

第5条 この作業部会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。

(その他)

第6条 この会則に定めるほか、この作業部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、令和7年1月31日から施行する。

(別表)

所 属 名
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部
一般社団法人はつかいち観光協会
宮島口みらい協議会
大野町商工会
大野第1区
大野第2区
国土交通省 中国地方整備局 建政部
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所
広島県 西部建設事務所廿日市支所
廿日市市 産業部 観光課
廿日市市 産業部 産業振興課
廿日市市 建設部 宮島口みなとまちづくり推進課